

つくばみらい市農業委員会総会会議録

1. 開催日時 平成29年3月10日(金)午後1時30分から午後2時14分

2. 開催場所 つくばみらい市役所谷和原庁舎3階 全員協議会室

3. 出席者

農業委員(10人)

会長	6番	齊藤	常夫
会長職務代理者	5番	中山	雅史
委員	1番	谷口	眞一
委員	2番	菊地	典夫
委員	3番	豊島	利夫
委員	4番	栗原	哲
委員	7番	羽田	茂
委員	8番	宮田	一日出
委員	9番	飯泉	秀夫
委員	10番	矢口	剛

農地利用最適化推進委員(3人)

委員	飯田	一夫
委員	鈴木	利一
委員	羽田	貞義

農業委員会事務局職員(2人)

局長	中村	滋成
局長補佐	石神	正夫

4. 欠席委員
なし

5. 傍聴者
1人

6. 議案

議案第1号 農地法第5条の規定による転用許可申請に対する進達意見の決定について

議案第2号 農地法第4条の規定による転用許可申請に対する進達意見の決定について

議案第3号 農地法第3条の規定による所有権移転の許可について

議案第4号 農地法第3条の規定による使用貸借権設定の許可について

議案第5号	非農地証明発行可否について
議案第6号	農地改良協議に対する同意について
議案第7号	農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について（利用権設定）
議案第8号	農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について（中間管理事業）
議案第9号	農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画（案）の意見聴取について

報告事項

- ①農地法第5条の規定による市街化区域内農地の転用届出に対する専決処分について
- ②農地法第18条第6項の規定による合意解約通知書について
- ③制限除外の農地の移動届について

7. 会議の概要

1. 事務局（中村事務局長）

定刻になりましたので、ただいまから平成29年3月の定例総会を開催いたします。

会議が始まる前に皆様にお願ひがあります。携帯電話等については、電源を切るか又はマナーモードにさせていただきますようお願いいたします。

それでは、はじめに齊藤会長より皆様にご挨拶申し上げます。

1. 齊藤会長

お忙しいところ、3月の定例総会に出席して頂きまして、有難うございます。総会開催にあたり一言ご挨拶申し上げます。

ます、3月1日に行われました「農地を活かし担い手を応援する運動推進大会」に、お忙しい中、多くの皆さんに参加して頂きまして、大変有難うございました。大会の内容も、有意義な講演であったと思います。今後の活動の中で活かして頂ければ幸いと考えております。

本総会は、本年度最後の総会となりますが、来月からは、権限移譲を受ける体制固めのための新たな取り組みとして、より詳細に現地確認と事前審査を実施すべく調査部会を行うことにしています。そのため、本日は、我々農業委員の見識を高めるべく研修会を総会終了後に予定しています。

また、農地利用最適化の推進をはかり、実質的な結果を出すために、来年度の年間活動計画を討議して頂く予定にしていますので、よろしくお願ひいたします。

本日の議案は、9件となっております。また、報告事項は3件となっております。議案も

多いことから、皆様の精力的なご審議をお願いしまして、簡単ですが、挨拶といたします。よろしく申し上げます。

1. 事務局（中村事務局長）

本日の出席委員は、農業委員10名中10名であります。委員の出席人数が定足数に達しておりますので、総会は成立しております。また、2月に農地パトロールを実施した農地利用最適化推進委員にも総会に出席していただいております。総会終了後に各推進委員さんには農地パトロールの報告をお願いしたいと思います。

それでは、つくばみらい市農業委員会会議規則により議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事進行は齊藤会長をお願いしたいと思います。

よろしくお願ひいたします。

1. 議長（齊藤会長）

それでは暫時議事を進めさせていただきます。

まず議事録署名委員の選任ですが、私議長にご一任していただくことにご異議ありませんか。

（異議なし）

異議なしの声がございましたので、異議なしと認め、指名させていただきます。

4番栗原委員、5番中山職務代理者を議事録署名委員に選任いたします。

よろしくお願ひいたします。

書記については事務局でお願いします。

それでは、議案審議に入らせて頂きます。

議案第1号「農地法第5条の規定による転用許可申請に対する進達意見の決定について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

1. 事務局（石神局長補佐）

議案第1号「農地法第5条の規定による転用許可申請に対する進達意見の決定について」をご説明いたします。

今月の農地法第5条の規定による転用許可申請は1件となっております。

1ページをご覧ください。受付番号1番、こちらは1月に同じ内容でご審議いただきました案件ですが、事業者が変更となったため前回の申請を取り下げ、改めて申請されたものです。

申請理由は太陽光発電設備設置のための地上権設定となっております。申請地は■■■■字■■■■番■■■■の一部、地目は登記山林、現況畑、地積は999.97㎡でございます。

す。申請地の農地区分は、市街地からおおむね500mの区域内にある農地で、その規模が10ha未満の区域に位置する小集団の農地であることから2種農地と判断いたします。2種農地における再生可能エネルギー発電設備の建設であり、許可要件を満たしていると考えます。

また、事業計画につきましては、別紙「参考資料」をご覧ください。発電量は69.68kwで260wパネル268枚を設置します。

以上でございます。

1. 議長（齊藤会長）

続きまして、現地調査を行っていますので、その報告を1番谷口委員お願いいたします。

1. 谷口委員

私からは農地法第5条の規定により申請がありました案件についての現地調査の結果を報告いたします。

3月3日午前9時から現地調査を行いました。

調査メンバーは齊藤会長、菊地委員、飯泉委員、私と事務局からは石神局長補佐、中山さんと計6名で現地調査を行いました。

この申請は事務局からも説明があったとおり、本年1月に申請があった件であり、事業主が変更となったため前回の申請を取り下げ、改めて申請されたものです。

場所は2ページとなります。ひまわり台団地に近接する場所でございます。現況は整地されており、転用により周辺農地に影響を及ぼすことはないと思われま

以上でございます。

1. 議長（齊藤会長）

報告が終了しました。それでは議案第1号について質疑に入ります。

議案第1号受付番号1番について、ご質問ご意見のある方の挙手を求めます。

（挙手なし）

1. 議長（齊藤会長）

それでは、質問がないようなので議案第1号について採決に入ります。議案第1号「農地法第5条の規定による転用許可申請に対する進達意見の決定について」原案の通り許可相当として意見進達することに賛成の委員の挙手を求めます。

（全員挙手）

1. 議長（齊藤会長）

全員賛成により議案第1号は、原案のとおり許可相当として意見進達することに決定いたしました。

1. 議長（齊藤会長）

議案第2号「農地法第4条の規定による転用許可申請に対する進達意見の決定について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

1. 事務局（石神局長補佐）

議案第2号「農地法第4条の規定による転用許可申請に対する進達意見の決定について」をご説明いたします。

今月の農地法第4条の規定による転用許可申請は2件となっております。

3ページをご覧ください。受付番号1番、申請理由はコインランドリー建築でございます。申請地は■■■字■■■■番■■■の面積が6.35㎡、■■■■番■■■の面積が21㎡、■■■■番■■■の面積が74㎡、■■■■番■■■の面積が385㎡、合計面積が486.35㎡でございます。地目はすべて登記田、現況雑種地となっております。

申請地の農地区分は、水道、下水道が埋設された沿道の区域であり、おおむね500m以内に2以上の医療施設があることから3種農地と判断いたします。関係法令との調整も行っており、コインランドリー建築のための許可要件を満たしていると考えます。

続きまして受付番号2番、申請理由は長屋住宅建築でございます。申請地は■■■字■■■■番■■■、地目は登記現況とも畑、面積は733㎡、■■■■番■■■、地目は登記現況とも畑、面積は961㎡で合計面積が1,694㎡でございます。

申請地の農地区分は、住宅等が連たんしており、農地規模が10ha未満の区域に位置する農地であるため2種農地と判断いたします。関係法令との調整も行っており、長屋住宅建築のための許可要件を満たしていると考えます。

以上です。

1. 議長（齊藤会長）

続きまして、現地調査を行っておりますので、その報告を1番谷口委員お願いいたします。

1. 谷口委員

続きまして農地法第4条の申請がありました案件について、現地調査の結果を報告いたします。

受付番号1番についてですが、申請理由はコインランドリーです。場所は4ページとな

ります。

県道十字路に近接する場所です。この場所は上空に高圧線があるため、高圧線の下を避けてコインランドリーを敷地南側に建設するものです。転用により周辺農地に影響を及ぼすことはないと思われま。

続いて受付番号2番の長屋住宅ですが、場所は5ページとなります。みらい平地区の開発区域に隣接する場所です。現在工事が進んでいる富士見ヶ丘小学校を眼下に見下ろせる高台の場所でございます。転用により周辺農地に影響を及ぼすことはないと思われま。

以上でございます。

1. 議 長 (齊藤会長)

報告が終了しました。それでは議案第2号について質疑に入ります。

議案第2号受付番号1番について、ご質問ご意見のある方の挙手を求めま。

(挙手なし)

1. 議 長 (齊藤会長)

受付番号2番について、ご質問ご意見のある方の挙手を求めま。

(挙手なし)

1. 議 長 (齊藤会長)

それでは、質問がないようなので議案第2号受付番号1番から2番までを一括して採決いたします。議案第2号「農地法第4条の規定による転用許可申請に対する進達意見の決定について」原案の通り許可相当として意見進達することに賛成の委員の挙手を求めま。

(全員挙手)

1. 議 長 (齊藤会長)

全員賛成により議案第2号は、原案のとおり許可相当として意見進達することに決定いたしました。

1. 議 長 (齊藤会長)

続いて、議案第3号「農地法第3条の規定による所有権移転の許可について」を議題といたします。

事務局の説明を求めま。

1. 事務局（石神局長補佐）

議案第3号「農地法第3条の規定による所有権移転の許可について」をご説明いたします。

今月の農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請は2件となっております。

6ページをご覧ください。受付番号1番、申請地は■■■字■■■番、地目は登記現況とも畑、面積は135㎡の自作地、契約内容は売買で10a当り150万円となっております。

続きまして受付番号2番、申請地は■■■字■■■番、地目は登記現況とも田、面積は800㎡、同じく■■■字■■■番、地目は登記現況とも田、面積は955㎡の合計面積1,755㎡の小作地、契約内容は売買で10a当り50万円となっております。

別紙「農地法第3条調査書」をご覧ください。

受付番号1番について、譲受人は申請地で芝の栽培を行う計画であり、隣接農地でも同様に芝の栽培を行っております。

続きまして受付番号2番について、譲受人は申請地で水稻の栽培を行う計画であり、現在も借入地として水稻の栽培を行っております。

また、農地法第3条第2項の各号については調査書のとおり該当しないため許可要件の全てを満たしていると考えます。

以上です。

1. 議長（齊藤会長）

それでは現地調査をおこなっておりますので、2番菊地委員報告願います。

1. 菊地委員

それでは、報告いたします。

3月3日午前9時から現地調査を行いました。

調査メンバーは齊藤会長、谷口委員、飯泉委員、私と事務局からは石神局長補佐、中山さんと計6名で現地調査を行いました。

受付番号1番ですが、地図は7ページです。隣接地を耕作しており、今回売買により取得するとの事であり、別段問題はないと思います。

受付番号2番ですが、地図は8ページです。今まで小作地として耕作しており、売買により取得するとの事であり、別段問題はないと思います。

以上です。

1. 議 長（齊藤会長）

ありがとうございました。

報告が終了しました。それでは議案第3号について質疑に入ります。

1. 議 長（齊藤会長）

議案第3号受付番号1番について、意見質問のある方の挙手を求めます。

（挙手なし）

1. 議 長（齊藤会長）

続いて受付番号2番について、意見質問のある方の挙手を求めます。

（挙手なし）

1. 議 長（齊藤会長）

無いようですので、受付番号1番及び2番を一括して採決いたします。

それでは、議案第3号「農地法第3条の規定による所有権移転の許可について」、許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

（全員挙手）

1. 議 長（齊藤会長）

全員賛成により議案第3号を原案のとおり許可することに決定いたしました。

1. 議 長（齊藤会長）

続いて、議案第4号「農地法第3条の規定による使用貸借権設定の許可について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

1. 事務局（石神局長補佐）

議案第4号「農地法第3条の規定による使用貸借権設定の許可について」をご説明いたします。

今月の農地法第3条の規定による使用貸借権設定の許可申請は1件となっております。

9ページをご覧ください。受付番号1番、申請地は■■■■字■■■■番、面積は958㎡、■■■字■■■■番、面積は575㎡、531番、面積は403㎡、字■■■■番、面積は717㎡の計2653㎡、地目はすべて登記現況とも畑の自作地、契約期間は2年となっております。

別紙「農地法第3条調査書」をご覧ください。

受付番号1番について、譲受人は申請地で白菜及び季節野菜の栽培を行う計画となっております。

また、農地法第3条第2項の各号については調査書のとおり該当しないため許可要件の全てを満たしていると考えます。

以上です。

1. 議長（齊藤会長）

それでは現地調査をおこなっておりますので、2番菊地委員報告願います。

1. 菊地委員

はい、報告いたします。

地図は10ページとなります。4か所に点在している農地です。4か所ともきれいに管理されており、貸借により野菜を栽培するとのことであり、別段問題ないと思います。

以上です。

1. 議長（齊藤会長）

ありがとうございました。

報告が終了しました。それでは議案第4号について質疑に入ります。

1. 議長（齊藤会長）

議案第4号受付番号1番について、意見質問のある方の挙手を求めます。

（挙手なし）

1. 議長（齊藤会長）

無いようですので、採決いたします。

それでは、議案第4号「農地法第3条の規定による使用貸借権設定の許可について」、許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

（全員挙手）

1. 議長（齊藤会長）

全員賛成により議案第4号を原案のとおり許可することに決定いたしました。

1. 議 長（齊藤会長）

議案第5号「非農地証明発行可否について」を議題といたします。
事務局に説明を求めます。

1. 事務局（石神局長補佐）

議案第5号「非農地証明発行可否について」をご説明いたします。
今月の非農地証明願は1件となっております。

11ページをご覧ください。受付番号1番、申請地は■字■■■■■■番■，地目は
登記畑，現況山林，面積は1,135㎡となっております。

今回提出されました受付番号1番につきましては，茨城県が発行している農地法関係
事務処理の手引き（農地転用関係）に記載されている非農地証明を証明できる範囲に該当
すると考えます。

以上です。

1. 議 長（齊藤会長）

現地調査を行っておりますので9番飯泉委員報告願います。

1. 飯泉委員

報告いたします。議案書説明欄の記載においては，現況は平成2年以前から山林の状態
とありますが，現地確認の段階では，木は伐採されておりましたが，地表に根株が抜根さ
れず残っている状態でした。株は5～60cmから1m近い株までかなりの数がありました。
現況ではトラクターでの耕運は出来ない状態でした。したがって農地として確認するのは
妥当でなく非農地として証明するのが妥当と思いました。

以上です。

1. 議 長（齊藤会長）

報告が終了しました。それでは議案第5号について質疑に入ります。
議案第5号受付番号1番について意見質問のある方の挙手を求めます。
（挙手なし）

1. 議 長（齊藤会長）

それでは，質問がないようなので議案第5号について採決に入ります。非農地証明を発
行することに賛成の委員の挙手を求めます。

（全員挙手）

1. 議 長（齊藤会長）

議案第5号については、全員賛成により、非農地証明を発行することに決定いたしました。

1. 議 長（齊藤会長）

続きまして、議案第6号「農地改良協議に対する同意について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

1. 事務局（石神局長補佐）

議案第6号「農地改良協議に対する同意について」をご説明いたします。

今月の農地改良協議は2件となっております。

13ページをご覧ください。受付番号1番、申請地は■■■■字■■■■番■■■，地目は登記現況とも田、面積は624㎡となっております。改良計画の内容は湿田解消となっており、期間については、平成29年3月13日から平成29年5月31日まで、申請理由は、「湿田のため耕作に支障をきたしており、市内の畑の土を用いて農地改良を行う」となっております。

続きまして受付番号2番、申請地は■■■■字■■■■番■■■，面積は850㎡，同じく■■■■番■■■，面積は555㎡，同じく■■■■番■■■，面積は755㎡の合計面積2,160㎡，地目はすべて登記現況とも田となっております。改良計画の内容は湿田解消となっており、期間については、平成29年3月13日から平成29年5月31日まで、申請理由は、「湿田のため耕作に支障をきたしており、市内の畑の土を用いて農地改良を行う」となっております。

以上です。

1. 議 長（齊藤会長）

事務局の説明が終わりました。議案第6号については、中山職務代理者が議事参与となっております。そのため、中山職務代理者には退出をお願いいたします。

（中山職務代理者退室）

1. 議 長（齊藤会長）

それでは、現地調査を行っておりますので9番飯泉委員報告願います。

1. 飯泉委員

調査報告をさせていただきます。

現地の位置は14ページとなります。非常にわかりにくい地図ですが、見て頂きたいと思います。申請されている改良される田んぼは、一部分は非耕作地となって、若干草が生えている状態です。受付番号1番及び2番の両方の田んぼとも同じ状態で、耕作されている場所と耕作されていない場所を含んでいます。こちらに土を入れて土壌改良することにより耕作できる田んぼにできるようになると思うので概ね妥当かと思います。なお、土砂発生場所は、不動尊からワープステーションにかけて新しく新設された道路沿いの農地であり、搬出する土も良質土であります。従いまして、受付番号1番及び2番とも妥当な農地改良であると確認してきました。

1. 議長（齊藤会長）

報告が終了しました。それでは議案第6号について質疑に入ります。

議案第6号受付番号1番及び2番については同様の内容であるため一括して行います。意見質問のある方の挙手を求めます。

（挙手なし）

1. 議長（齊藤会長）

それでは、質問がないようなので議案第6号について採決に入ります。採決は受付番号1番及び2番を一括して行います。農地改良について同意することに賛成の委員の挙手を求めます。

（全員挙手）

1. 議長（齊藤会長）

議案第6号については、全員賛成により、農地改良について同意することに決定いたしました。

中山職務代理者の入室を許可します。

（中山職務代理者入室）

1. 議長（齊藤会長）

続きまして、議案第7号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について（利用権設定）」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

1. 事務局（石神局長補佐）

それではご説明いたします。15ページをご覧ください。

議案第7号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について（利用権設定）」を総括表によりご説明いたします。

新規で、田が16筆49,015㎡、畑が3筆9,497㎡、合計が19筆58,512㎡となります。更新は田が32筆51,431㎡、畑が59筆37,045㎡、合計91筆88,476㎡となります。総計は田が48筆100,446㎡、畑が62筆46,542㎡、総計で110筆146,988㎡となります。貸手が43人、借手が35人となります。詳細は16ページから21ページとなります。

以上です。

1. 議長（齊藤会長）

説明が終わりましたので、これより審議いたします。

受付番号14番から17番については、中山職務代理者が議事参与の制限に該当します。従いまして、二つに分けて審議を行います。

最初に、受付番号1番から13番及び受付番号18番から118番について審議いたします。

こちらについてご質問ご意見のある方の挙手を求めます。

（挙手なし）

1. 議長（齊藤会長）

質問がないようですので採決いたします。

議案第7号受付番号受付番号1番から13番及び受付番号18番から118番について、賛成の方の挙手を求めます。

（全員挙手）

1. 議長（齊藤会長）

全員賛成により、受付番号1番から13番及び受付番号18番から118番について原案のとおり決定いたしました。

1. 議長（齊藤会長）

続いて、受付番号14番から17番について審議いたします。

中山職務代理者、退室願います。

（中山職務代理者退室）

1. 議 長（齊藤会長）

受付番号14番から17番について、ご意見ご質問のある方の挙手を求めます。

（挙手なし）

1. 議 長（齊藤会長）

質問がないようなので採決いたします。

受付番号14番から17番について、賛成の方の挙手を求めます。

（全員挙手）

1. 議 長（齊藤会長）

全員賛成により、受付番号14番から17番については原案の通り決定いたしました。

ここで中山職務代理者の入室を許します。

（中山職務代理者入室）

1. 議 長（齊藤会長）

議案第7号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について（利用権設定）」は、原案のとおり承認いたします。資料の（案）を削除願います。

1. 議 長（齊藤会長）

続いて、議案第8号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について（中間管理事業）」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

1. 事務局（石神局長補佐）

それではご説明いたします。22ページをご覧ください。

議案第8号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について（中間管理事業）」を総括表によりご説明いたします。

新規で、田が62筆92, 119㎡, 畑が8筆3, 721㎡, 合計で70筆95, 840㎡となります。貸手が21人, 借手が1団体となります。更新はありません。詳細は23ページから26ページとなります。

以上です。

1. 議 長（齊藤会長）

説明が終わりましたので、これより審議いたします。

24ページ受付番号23番から30番については、中山職務代理者が議事参与の制限に該当します。従いまして、二つに分けて審議を行います。

最初に、受付番号1番から22番及び受付番号31番から70番について審議いたします。

こちらについてご質問ご意見のある方の挙手を求めます。

(挙手なし)

1. 議長(齊藤会長)

質問がないようですので採決いたします。

議案第8号受付番号1番から22番及び31番から70番について、賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

1. 議長(齊藤会長)

全員賛成により、受付番号1番から22番及び31番から70番について原案のとおり決定いたしました。

1. 議長(齊藤会長)

続いて、受付番号23番から30番について審議いたします。

中山職務代理者、退室願います。

(中山職務代理者退室)

1. 議長(齊藤会長)

受付番号23番から30番について、ご意見ご質問のある方の挙手を求めます。

(挙手あり)

飯泉委員

1. 飯泉委員

利用権設定者についてですが、住所は同じですが、氏名が受付番号23番から27番までは■■■■氏、受付番号28番から30番までは■■■■氏となっています。この違いは何でしょうか。

1. 議長(齊藤会長)

事務局、回答願います。

1. 事務局（石神局長補佐）

ご家族で農業経営をされており、分担して農業経営を行うこともできるため、利用権設定者は世帯の中であれば誰になってもよいので特に問題はございません。

1. 議長（齊藤会長）

補足説明をしますと、地権者がそれぞれ■■■■氏、■■■■氏となっているため2人の設定者が記載されております。ちなみに■■■■氏は■■■■氏の母親です。

飯泉委員、よろしいでしょうか。

（飯泉委員が頷く）

1. 議長（齊藤会長）

その他質問等がありますか。

（挙手なし）

1. 議長（齊藤会長）

質問がないようなので採決いたします。

受付番号23番から30番について、賛成の方の挙手を求めます。

（全員挙手）

1. 議長（齊藤会長）

全員賛成により、受付番号23番から30番については原案の通り決定いたしました。

ここで中山職務代理者の入室を許します。

（中山職務代理者入室）

1. 議長（齊藤会長）

議案第8号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について（中間管理事業）」は、原案のとおり承認いたします。資料の（案）を削除願います。

1. 議長（齊藤会長）

続いて、議案第9号「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画（案）の意見聴取について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

1. 事務局（石神局長補佐）

それではご説明いたします。27ページをご覧ください。

議案第9号「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画（案）の意見聴取について」を総括表によりご説明いたします。

新規で、田が62筆92, 119㎡, 畑が8筆3, 721㎡, 合計で70筆95, 840㎡となります。地権者が21人, 配分を受ける者が6人となります。こちらについては、市から意見を求められているものです。詳細は28ページから31ページとなります。

以上です。

1. 議長（齊藤会長）

説明が終わりましたので、これより審議いたします。

受付番号15番から55番については、中山職務代理者が議事参与の制限に該当します。従いまして、二つに分けて審議を行います。

最初に、受付番号1番から14番及び受付番号56番から70番について審議いたします。

こちらについてご質問ご意見のある方の挙手を求めます。

（挙手なし）

1. 議長（齊藤会長）

質問がないようですので採決いたします。

議案第9号受付番号1番から14番及び受付番号56番から70番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

（全員挙手）

1. 議長（齊藤会長）

全員賛成により、受付番号1番から14番及び受付番号56番から70番について原案のとおり承認することに決定いたしました。

1. 議長（齊藤会長）

続いて、受付番号15番から55番について審議いたします。

中山職務代理者、退室願います。

（中山職務代理者退室）

1. 議 長（齊藤会長）

受付番号15番から55番について、ご意見ご質問のある方の挙手を求めます。

（挙手なし）

1. 議 長（齊藤会長）

質問がないようなので採決いたします。

受付番号15番から55番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

（全員挙手）

1. 議 長（齊藤会長）

全員賛成により、議案第9号受付番号15番から55番については原案の通り承認することに決定いたしました。

ここで中山職務代理者の入室を許します。

（中山職務代理者入室）

1. 議 長（齊藤会長）

議案第9号「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画（案）の意見聴取について」は、全員賛成により原案のとおり承認いたします。資料の（案）を削除願います。

1. 議 長（齊藤会長）

議案は以上です。

これより報告事項となります。

事務局の説明を求めます。

1. 事務局（中村局長）

報告事項①「農地法第5条の規定による市街化区域内農地の転用届出に対する専決処分について」を報告いたします。32ページをご覧ください。

受付番号1番，譲受人，譲渡人，申請地はそちらに記載のとおりです。申請理由は自己住宅（交換），面積は420.86㎡となります。

続いて受付番号2番，譲受人，譲渡人，申請地はそちらに記載のとおりです。申請理由は自己住宅（交換），面積は397.50㎡となります。

受付番号3番，譲受人，譲渡人，申請地はそちらに記載のとおりです。申請理由は自己住宅（売買），面積は330㎡となります。

続いて受付番号4番，譲受人，譲渡人，申請地はそちらに記載のとおりです。申請理由は自己住宅（売買），面積は270.10㎡となります。

続いて受付番号5番，譲受人，譲渡人，申請地はそちらに記載のとおりです。申請理由は教会（売買），面積は433㎡となります。

続いて受付番号6番，譲受人，譲渡人，申請地はそちらに記載のとおりです。申請理由は通路（売買），面積は129㎡となります。

続きまして報告事項②「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知書について」を報告いたします。今回の合意解約は20件となります。詳細は33ページから37ページをご参照ください。20件の内17件は中間管理機構への移行のための解約となります。残りの3件については，労力不足のための解約となりそれぞれ所有者本人が耕作することになります。

続きまして報告事項③「制限除外の農地の移動届について」を報告いたします。今回の制限除外の農地の移動届は2件となります。

受付番号1番の届出人はつくばみらい市長となります。申請理由は排水路整備事業（東楯戸台線）に係る排水路付替えとなります。面積は442.07㎡となります。土地所有者は7人となります。

受付番号2番の届出人はつくばみらい市長となります。申請理由は排水路整備事業（つくば野田線）に係る排水路改修となります。面積は248㎡となります。土地所有者は1人となります。以上です。

1. 議長（齊藤会長）

以上を持ちまして議案審議はすべて終了しました。


3月定例総会を閉会いたします。

上記会議の次第を記載し，相違ないので署名捺印する。

平成29年3月10日

つくばみらい市農業委員会

議長 齊藤常夫 

議事録署名委員 中山雅史 

議事録署名委員 栗原哲 